

射水市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル 質問書回答（10月11日回答）

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
1	実施要領	1	2（2）業務内容	今回の公募は、105施設（うち19施設は施設内施設）全ての維持管理業務等の包括実施でしょうか。 それとも、105施設の中から施設と業務をこちらで選定して維持管理業務を行う提案を行うのでしょうか。	本業務委託は、「資料1 対象施設及び業務一覧」に記載の施設及び業務の全てを包括的に委託するものであり、一部の施設・業務を対象とした提案は受け付けません。
2	実施要領	2	3（1）資格要件	当社は人材派遣会社であるため、共同事業体を構成したとしても参加が難しいでしょうか。	共同事業体を構成することで、実施要領3（1）に掲げる参加資格を満たす場合、公募への参加は可能と考えます。

射水市公共施設包括管理業務委託に係る公募型プロポーザル 質問書回答（10月18日回答）

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
3	実施要領	1	2業務概要（2）業務内容 別紙1・3	【別紙1】対象施設及び対象業務及び【資料3】過去3年の修繕の状況に記載の契約金額はすべて税込ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	実施要領	5	8（3）提出書類 イ共同事業体構成届出書	届出書の提出までで共同事業体協定書の提出は不要ということでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	実施要領	6	9企画提案書等の提出 「（3）提出書類 ウ同種又は類似業務受託実績書（様式第8号）」への添付資料	「受託者であることが証明できる文書及び業務の内容が分かる文書等を添付すること。」「参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないことと。」とありますが、相反する記載と思われます。どのような書類をどのように提出すればよいか再度、ご教示ください。	「同種又は類似業務受託実績書（様式第8号）」には、参加事業者を特定することができる内容（具体的な社名等）は記載しないでください。 添付書類「受託者であることが証明できる文書および業務の内容が分かる文書等」については、参加事業者を特定することができる内容が記載されている状態で提出願います。 ※添付書類は、正本に1部のみ添付して提出してください。
6	実施要領	9	12「企画提案の審査及び優先交渉権者の決定」	プレゼンテーションをWEBで行う場合に、WEB開催の決定通知がいつまでになされるのか想定があればご教示ください。 WEB開催の場合は参加人数内において、複数PCから参加することは可能でしょうか？	10月25日（月）に、参加資格審査の結果を電子メールで通知する際に、プレゼンテーションの実施方法及び開始時刻等の詳細をお知らせします。なお、WEB開催の場合、参加人数内において複数PCからの参加は可能です。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
7	別紙1		対象施設及び対象業務等	延べ床面積8,000㎡を超える学校がありますが、特定建築物に該当する建物はございますか？「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に関する業務の有無についてもご教示ください。	対象施設中、建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく特定建築物として県に届出をしている施設は、市庁舎、大島分庁舎及び小杉中学校（その他の学校は、2棟以上の建築物が渡廊下等で連結されており、届出対象外）です。 なお、同法の関連業務については、実施している認識ですが、今後の優先交渉権者との協議対象とします。
8	別紙1		対象施設及び対象業務等	業務仕様に労働者派遣業務（宿日直・電話交換等）がありますが、本業務について派遣業務を委託業務に切り替えることはできないでしょうか？二重派遣となってしまう派遣業法違反となる可能性があるため、労働者派遣業務の取扱いについて貴市の考え方をご教示ください。	宿日直及び電話交換について、業務委託に切り替えることは、指揮命令等のマニュアルを見直すことで可能になると考えます。労働者派遣法を含め、関係法令を遵守した提案をしてください。
9	仕様書 (案)	3	11 施設の利用等	施設の利用とはどのようなことが含まれているのでしょうか？例えば、市の施設の一部を事務所として（無償or有償）で使用させていただくことは可能でしょうか。	施設の利用とは、各種点検や小修繕等で施設内を利用する場合を指します。 なお、包括管理事業者の事務所として、市の施設の一部を使用いただくことは可能です。ただし、有償（行政財産使用料、光熱水費）となります。
10	仕様書 (案)	5	16 修繕業務	修繕対象範囲見積額130万円以下の修繕業務の実施者は受託者（元請として）ということよろしいでしょうか。	当該提案を妨げるものではありません。提案内容で判断します。
11	仕様書 (案)	5	16 修繕業務	130万以上のものは指名競争入札などに本事業者も参加できることもあるとの認識でよろしいでしょうか。	本市の指名競争入札は、市内に本社がある事業者のみを指名しております。
12	仕様書 (案)	11	3 修繕業務	修繕業務対象範囲の見積額130万は税込ということよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
13	仕様書 (案)	11	3 修繕業務	修繕が必要な場合の判断基準130万以上か以下かを判断する際、明らかに130万を超えそうな場合においては、その判断は事業者の経験での判断だけでよいのか、概算見積書を作成したり、合い見積もりを取得したりなど根拠資料を作成しての判断が必要でしょうか。	130万円を超えることが明らかな場合は、必ずしも概算見積書等の根拠資料は必要としません。ただし、緊急性や重要性等、優先順位に関する助言があることが望ましいと考えます。
14	仕様書 (案)	3	8 再委託の承認(1) (2)	保守点検等業務及び修繕の再委託の承認について、事務効率化を踏まえ、保守点検等業務は年間で一括承認、修繕は都度承認ということでも構わないでしょうか。	問題ありません。
15	仕様書 (案)	4	13 保守点検業務(2)	生産性向上、事務効率化の観点から電子データでの報告は認められるでしょうか。	問題ありません。
16	仕様書 (案)	4	14 巡回点検業務及び軽易な作業(2)	軽度な故障や破損等でも速やかに報告しなければならないでしょうか。(例えば月報等での一括報告等)	当該提案を妨げるものではありません。提案内容を基に、市と優先交渉権者とが協議の上、詳細を決定します。
17	全般			学校の用務員の配置はありますでしょうか。配置がある場合、軽度な修繕等についての責任区分についてご教示ください。	各小中学校の規模に応じ、学校用務員を1名又は2名配置しています。ただし、修繕業務は学校用務員の必須業務とは位置付けていないため、修繕業務の責任区分は、原則、包括事業者となります。市と優先交渉権者とが協議の上、詳細を決定します。
18	仕様書 (案)	3	11 施設の利用等	市が保有する施設を利用できるものとするがありますが、貴市保有施設で空きスペースがある場合、その利用は可能なのでしょうか。また、利用可能な場合、具体的な場所をご教示ください。	No.9の回答を参照願います。 なお、具体的な場所の一例は以下のとおりです。 ・大島分庁舎3階 旧コールセンター(24.94㎡) ・大島コミュニティセンター1階 旧保健センター事務室(45.75㎡) ※いずれも夜間通用口あり。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
19	別紙1		対象施設及び対象業務等	業務の中に「労働者派遣業務」がありますが、包括委託事業者が既存事業者から派遣社員を受入れ、貴施設に派遣した場合、二重派遣のため派遣法違反となります。よって①派遣業務を委託業務に切り替える②包括委託事業者が派遣する ①②いずれかに変更することが必要になりますが、貴市の考え方についてご教示ください。	No.8の回答を参照願います。
20	別紙1		対象施設及び対象業務等	保守点検業務は年度ごとに業務量が異なりますが、保守点検業務費は60か月平準化が必須でしょうか（総額は上限以内）	60か月の平準化は必須ではありません。
21	別紙1		対象施設及び対象業務等	学校施設で延床面積が8000㎡を超える建築物において、「建築物の衛生的環境の確保に関する法律」に沿った業務が一部実施されていないように見受けられます。（学校保健安全法による業務の実施はある）が、実施されていない経緯等があればご教示願います。	No.7の回答を参照願います。
22	仕様書 (案)	3	11 施設の利用等	貴市より貸与頂ける施設について以下をご教示願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・賃料（使用料）の有無及び金額 ・貸与頂ける建物名称 ・居室の面積（可能であれば平面図） ・駐車場の台数 	No.9、No.18の回答を参照願います。 なお、行政財産使用料は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・大島分庁舎3階 旧コールセンター（約202千円／年） ・大島コミュニティセンター1階 旧保健センター事務室（約690千円／年） ※いずれも光熱水費は別途必要 ・駐車場（月額約2千円／台） ※台数は要協議 ※使用料はいずれも令和4年度の見込額であり、減価償却等により毎年変動します。 平面図は、ホームページに掲載します。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
23	仕様書 (案)	3	12 委託料	「修繕業務費については、業務実施実績に基づく精算払い」との規定になっておりますが、実施要領の提案上限額の内訳における修繕業務費（190,000千円/5年）を下回る金額で提案した場合についても「実績に基づく精算」として超過分をご負担頂けるのでしょうか。	修繕業務費の上限額は、過去3か年の決算額の平均値から算出しております。よって、提案上限額を下回る金額の提案は妨げませんが、包括事業者には、1件当たり130万円以下の小修繕について、内製化も含め、可能な限り、提案金額内で実施していただくための努力や工夫が必要と考えます。 それでもなお提案額を超過する場合は、市が超過分を負担します。
24	実施要領	2	3 参加要件（1）参加資格 キ. 本業務の統括責任者	総括責任者は5年以上との実務経験の規定は設けられておりますが、自社への在籍期間は不問と解してよいのでしょうか？	その見解で問題ありません。
25	実施要領	2	3 参加要件（1）参加資格 キ. 本業務の統括責任者	総括責任者は、他業務との兼務ではなく、本業務に専属（原則として本業務に週40時間従事）するものと解して宜しいのでしょうか？	原則、専属が望ましいと考えます。提案内容で判断します。
26	実施要領	8	11 提案上限額	提案上限額の内訳として、①及び②は過去実績値に基づくものと推測できますが、③マネジメント業務費（200,000千円/5年）の設定根拠（内訳）をお示し願います。	マネジメント事業費は、公募前に実施したサウンディング型市場調査で参加事業者から提出いただいたアンケート結果及び、現在要している市職員の業務時間（8,669時間/年）を踏まえ、設定したものです。内訳は公表していません。
27	実施要領	11	12 (4) 優先交渉権者の選定	優先交渉権者の選定は、「選定委員会による審査により…」とありますが、何名でどのような立場の方が参加されて審査をされるのでしょうか。	選定委員会委員の構成については、「射水市公共施設包括管理業務委託事業者選定委員会設置要綱」で、以下のとおり規定しています。 (組織) 第3条 委員会は、公民連携や地域経済の状況等に関し識見を有する者（応募事業者と利害関係を有しない者に限る。以下「有識者」という。）及び市の職員のうちから市長が委嘱し、又は任命する委員をもって組織する。 2 委員の定数は7人とし、そのうち3名を有識者とする。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
28	実施要領	2	3 参加要件(1)参加資格 キ. 本業務の統括責任者	本業務の統括責任者の要件として「キ」に記載がございますが、本事業に専任専従できる人員という理解でよろしいでしょうか。	No.25の回答を参照願います。
29	実施要項	6	9 企画提案書等の提出(3)提出書類 ウ	「受託者であることが証明できる文書及び業務の内容が分かる文書等を添付すること。」「参加事業者を特定することができる内容(具体的な社名等)は記載しないこと。」について、提出書類ウには社名等を記載せず、かつ契約書及び仕様書表紙の社名や物件名等も墨消しや特定できない表現にすることによろしいでしょうか。	No.5の回答を参照願います。
30	実施要領	6	9 企画提案書等の提出(3)提出書類 ウ、エ	業務開始までのスケジュールについても、参加事業者を特定できない表現にする必要がありますでしょうか。また、プレゼンテーションにおいても同様に参加事業者を特定できないように表現する必要がありますでしょうか。	スケジュールについても、参加事業者を特定できないようにする必要があります。また、プレゼンテーション時には、社名等は名乗らず、説明を開始してください。
31	実施要領	6~7	10 企画提案書別紙の作成要領	「部ごとクリップ留めすること」「ホチキス留め不要」とありますが、企画提案書別紙はホチキス留めしなければ、その他の書類(正本:ア~オ、副本:イ~エ)とあわせて1部のファイルとして製本してよろしいでしょうか。	<u>簡易製本による提出を可能とします。</u>
32	仕様書(案)	3	11 施設の利用等	「受託者は、業務の実施に必要な範囲において、本市が保有する施設を利用できるものとする。」について、事務所としての貸与は可能でしょうか。想定されている施設と執務面積及び利用時間の制限(開錠・施錠時間)をご教示ください。また、庁内で余りのあるデスク及び椅子、ロッカー、書棚、駐車場を貸与いただくことは可能でしょうか。有償の場合、各項目の金額についてもご教示ください。	No.9、18及び22の回答を参照願います。 開錠・施錠時刻は以下のとおりです。 ・大島分庁舎…開錠：午前7時45分、施錠：勤務する職員が全員退庁した時点 ・大島コミュニティセンター…開館時間は午前9時から午後9時30分までで、原則、開館時間に合わせて施開錠しています。 <u>いずれも夜間通用口から随時入退室が可能です。</u> デスク等の備品については、現時点で貸与できる品質のものはないと思われます。

No.	資料	頁	該当箇所	質問内容	回答
33	仕様書 (案)	7	22 協議等	社会的経済動向等の経費変動リスクについて、例えば税制改正による変動や人件費高騰等の経費変動リスク等、両者の責とみなし難い事項については、都度協議の上、決定するとの理解でよろしいでしょうか。また、上記のような変動リスクは参考見積額には含まないという理解でよろしいでしょうか。	実施要領11に示すとおり、提案上限額の範囲内で提案をお願いします。なお、事業期間内に著しい経費変動が生じた場合は、両者協議とします。
34	様式		様式第8号	「同種又は類似業務の受託実績（民間企業との契約を含む）」について、評価の視点にも含まれておりますが、本事業と同様に、1つの契約において複数施設・複数用途・複数の維持管理業務・修繕業務を契約している事業という理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
35	実施要領	2	3 参加要件（1）参加者資格キ	本業務の総括責任者は、通算5年以上の実務経験を有してなくても選任する業務責任者が有していればいいですか。	実施要領に記載のとおり、総括責任者は、ビルメンテナンス等の総括又は業務責任者として通算5年以上の実務経験を有している必要があります。
36	実施要領	3	3 参加要件（2）複数の事業者が共同で応募する場合（共同事業体による応募）の条件	グループ子会社と共同で本業務を実施しようとした場合、グループ子会社は共同事業体という解釈になるのですか。	グループ子会社との共同事業体と解釈します。様式第5号「共同事業体構成届出書」を提出願います。
37	実施要領	2	3 参加要件（1）参加者資格キ	本業務の総括責任者は申込み・プレゼンテーション時点では候補者（予定）でよいですか。	問題ありません。